平成２２年（フ）第３１９８号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目13―２―409
破産者　近藤　誠一
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１９９号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目13―２―409
破産者　近藤ひとみ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４９９号
神奈川県相模原市中央区相模原３丁目３―18―302、開始決定時の住所神奈川県相模原市淵野辺３丁目８―17―402
破産者　原島　清美
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５００号
東京都立川市泉町1156―11―312
破産者　松本志津香（旧姓原島）
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５７８号
東京都江東区亀戸１丁目31番８号　亀戸センタービル４階
破産者　株式会社シー・エス・ディ設計室
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６７８号
神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町１―25―101
破産者　土屋　英道
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８４２号
東京都西東京市栄町２丁目１―28―101、開始決定時の住所埼玉県朝霞市本町１丁目24―10
破産者　都築　宏行
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０３８号
東京都豊島区長崎４丁目37―５
破産者　山谷　清昭
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０９１号
埼玉県春日部市南３丁目13―22、開始決定時の住所埼玉県春日部市大沼５丁目137―１―B―105
破産者　瀧本　秀治
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２８０号
東京都世田谷区経堂１丁目23―５―201
破産者　遠山　龍典
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３１２号
東京都足立区扇１丁目25―１―409
破産者　内田恵美子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３６３号
東京都練馬区旭町３丁目９番16号
破産者　株式会社サープラスカンパニー
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４８０号
東京都杉並区和田２丁目３番２号
破産者　有限会社いづみ製作所
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５６２号
神奈川県横浜市都筑区池辺町4636―508
破産者　大友　伸郎
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６２４号
東京都町田市鶴間1664番地１号　クォンタム南町田206
破産者　株式会社Ｆｕｔｕｒｅ　Ｄｅｐａｒｔｕｒｅ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６２５号
神奈川県横浜市神奈川区三枚町398―２―103、開始決定時の住所東京都町田市鶴間1664―１―206
破産者　藤田　正己
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７０１号
千葉県印西市西の原２丁目３―４―404
破産者　遠藤　俊雄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６６１号
東京都江戸川区臨海町２丁目２―８―103
破産者　穴澤　俊雄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７０４号
東京都渋谷区神宮前１丁目17番５号
破産者　株式会社パーシモン
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０５２号
東京都台東区雷門１―11―12―702、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1157―１―1104
破産者　宮本　博光
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５３３号
東京都文京区春日１丁目12―６―1002、開始決定時の住所東京都文京区春日１丁目12―６―303
破産者　古賀　寿恵
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部